

【重要】本邦帰国時等に持参していただく検査証明書について

ベラルーシ在留邦人の皆様
たびレジにご登録の皆様

当館より、ベラルーシ当局へ働きかけを行った結果、当地の特定の検査機関にて、日本政府の定めたフォーマットで検査証明書が取得できることとなりました。

これを受け、前回のメールにてお知らせした領事レターについては、発行を停止いたします。

当館が現時点で把握している、日本政府の定めたフォーマットで検査証明の取得が可能な検査機関は、以下のとおりです。

・共和国衛生学・感染症・公衆健康センター

<https://rcheph.by/uslugi/grazhdanam/testirovanie-na-covid-19/>

今後、同様の検査機関がさらに増えた場合には、領事メールにて当館より随時お知らせします。

検査証明書の取得に当たっては、以下の厚生労働省ホームページ内にある、ロシア語の検査証明書フォーマットを持参した上で、日本に向かう旨を検査機関担当者に申し出てください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html

検査機関の担当者によっては、本件を必ずしも把握していない可能性もありますので、検査機関の受診に当たっては、日本政府の定めたフォーマットでの検査証明の取得を希望する旨を事前に伝えておくことをおすすめします。

在ベラルーシ日本国大使館

電話: +375-17-203-6233, 6037

閉館時間中の緊急連絡先: +375-29-667-686